

農地利用最適化推進委員



北郷 昌市

担当地区：折木・夕筋地区



松下 功

担当地区：浅見川地区



根本 一夫

担当地区：北迫川地区

広野の農地を 守り活かします

広野町農業委員・
農地利用最適化推進委員が
決まりました



新しい農業委員会制度について

1 農業委員会の役割

従来の農地法などによる法令業務だけでなく、農地などの利用の最適化の推進が必須業務となります。

2 農業委員は町長の任命制となります

農業委員会法の改正により、農業委員はこれまでの公選制から、町議会の同意を要件とした町長の任命制となります。

3 任命にあたって、推薦と公募が実施されます

町長が農業者、農業者が組織する団体、その他関係者に対し、候補者の推薦を求めるとともに、農業委員になろうとする者を公募します。なお、選出にあたっては、以下の点に留意することとなっています。

- ・農業委員の過半数以上は原則として認定農業者とすること。
- ・利害関係を有しない者が含まれるようにすること。

4 農地利用最適化推進委員が新設されます

農地利用最適化推進委員は農業委員と密接に連携し、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入などのために、人・農地プランなど地域の農業者などの話し合いを推進したり、農地パトロールや農地利用状況調査などの現場活動を行います。

5 農地利用最適化推進委員は農業委員会が委嘱します

農業委員会は、農地などの利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとされています。

6 農地利用最適化推進委員の委嘱にあたって、推薦と公募が実施されます

農業委員会は、各推進委員が担当する地域を定め、定める区域ごとに推薦と公募を実施します。

7月9日、任期満了に伴う新しい農業委員が選出され、任命式が広野町役場で行われました。任命式では、遠藤町長から農業委員8人に任命書が交付されました。その後、農業委員会総会が行われ、会長に鈴木利令さん、会長職務代理者に根本安知さんが選出されました。また、7月19日、「農業委員会等に関する法律」の改正（平成28年4月）により新設された農地利用最適化推進委員3人に鈴木会長から委嘱状が交付されました。農業委員および農地利用最適化推進委員の任期は平成33年7月7日までの3年間となります。

農業委員



会 長
鈴木 利令



会長職務代理者
根本 安知



大和田 義英



横田 和希



矢内 豊



小野 謙治



猪狩 和也



根本 忠